埼玉労働局長 久知良 俊二 様

生協労連コープネットグループ労働組合

中央執行委員長 占部 修吾

2022 年度埼玉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和4年8月5日に示された埼玉県最低賃金改正決定(答申)について、同年7月28日付で提出した意見書で示した考えに基づき、答申額は今日最低賃金に求められる水準に比して低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

埼玉地方最低賃金審議会は 2022 年度の最低賃金の改定決定について、時間額を 31 円引き上げて 987 円とする答申を行いました。この間、消費者物価の基礎的支出項目は 4.4%上昇しています。今年の最低賃金の引き上げ額が、中央最低賃金審議会が示した目安額で決定すると、引き上げ率はA・B地域で 2.98%から 3.58%となり、物価上昇による生計費の支出増を補えません。低すぎる日本の賃金では、憲法 25 条が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」ができない世帯がたくさんあります。今回の目安額では、こうした世帯の生活がさらに厳しくなってしまいます。

労働組合は、最低賃金を全国一律制にするよう求めています。世界の多くの国では、最低賃金を全国一律にしています。全労連が各地で取り組んでいる最低生計費試算調査では、1 日 8 時間の労働で暮らせる賃金は、全国どこでも月収 24 万円、時間給 1,500 円以上が必要との結果で、生計費は地域間で差がないことが証明されています。

中央最低賃金審議会小委員会報告労働者側見解では、経済・社会の活力源となる「人への投資」が必要であり、その重要な要素の1つが最低賃金の引き上げに他ならないとされています。 現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いたとしても年収200万程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であることが、記載されています。

最低賃金の上げ幅としては、過去最大になったものの、相次ぐ物価高騰に到底及ぶものではありません。労働組合から提出した「意見書」に述べられている生活実態の改善にはつながりません。一刻も早く1日8時間の労働で暮らせる時間給1,500円に引き上げることをお願いします。また、時間給1,500円を実現するには、国に中小企業支援の強化を求めていくことも必要です。最低賃金の引き上げ額は、最低賃金に張り付いている非正規労働者、賃金格差にさらされている女性労働者、コロナ感染の中働いている労働者の現実を審議に反映し、中央最賃目安額にとらわれることなく埼玉県の改定額の再考をお願いします。